

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

こんな事例を経験したり、

近所で聞いたりしていませんか？



イヤヤン

苫小牧市消費者センターでは、訪問販売に関する契約トラブルや消費者トラブルに関する相談を受けつけています。最近多くなってきているのが、新聞の訪問販売に関する相談です。下記に相談事例を掲載していますので、参考にしてください。

トラブル事例



トラブル回避

- ①長期間にわたる契約
- ②申し込みをしてから数年後に購読が始まる契約
- ③解約を申し出たら、販売店から契約時に渡された高額な景品の代金を請求された

- ①長期間の契約をしたのち、転居・病気・入院などの理由で購読を継続できない可能性があります。私たちは契約を守る義務が生じますので、慎重に契約しましょう。
- ②必要な契約か、契約期間終了まで購読できるのか、先の見通せる範囲で契約しましょう。
- ③契約しても、高額な景品は受け取らない。景品につられて契約しないようにしましょう。

契約しても景品は受け取らない！

いいと思っても少し冷静になって！

お得な情報にはウラがあるかも！

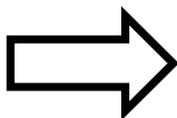




訪問販売は

クーリング・オフができる場合があります

契約書



契約書を受け取っている場合は、
受けとった日から8日以内であればクーリング・オフができます

契約書を受け取っていない場合は、
いつでもクーリング・オフができます

※「いつでも解約できる」など契約書の内容と異なるセールストークなどで、契約させられた場合は、解約できる可能性がありますので、消費者センターにご相談ください。

ひとりで悩まず、相談しましょう

苫小牧市消費者センターでは、左記の「訪問販売お断り！！」ステッカーを配布しています。

このステッカーを無視して勧誘を行った場合は、北海道消費生活条例（16条1項）違反となります。ご自宅の玄関先にはって悪質な訪問販売対策をしましょう。

ご希望の方は、下記までご連絡ください。



苫小牧市消費者センターは、苫小牧市が運営する消費者のための相談窓口です。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、専門の相談員がアドバイスなど問題解決のお手伝いをしています。

相談受付時間は、 平日：8時45分～17時15分

第2・4金曜日は、 8時45分～20時00分

悪質商法・欠陥商品等のご相談 ☎ 33-6510

借金整理・多重債務のご相談 ☎ 33-6119